

令和5年3月

派遣元事業主 各位

神奈川労働局職業安定部
需給調整事業課長

令和5年度における労働者派遣事業報告書等の提出について（お知らせ）

労働者派遣事業の適正な運営につきまして、日頃よりご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、①「労働者派遣事業報告書」、②「労働者派遣事業収支決算書」及び③「関係派遣先割合報告書」については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「派遣法」という。）第23条第1項及び第3項、同施行規則第17条及び第17条の2の規定により、労働者派遣の実績の有無に関わらず、それぞれ定められた提出期限内に厚生労働大臣あてに提出することになっております。これに違反すると同法の規定に基づく是正指導、行政処分等の対象となることがあります。

つきましては、令和5年度の報告におきましても、下記のとおり期限内にご提出いただくようお願いいたします。

なお、報告様式につきましては、神奈川労働局のホームページに掲載しておりますのでダウンロードし、報告書を作成していただきますようお願いいたします（掲載場所については下記2を参照してください）。

記

1. 提出書類等

※ 提出期間の末日が行政機関の休日の場合、その翌日をもって提出期限とみなします。

① 労働者派遣事業報告書【様式第11号】

[I 年度報告、II 6月1日現在の状況報告、労使協定書*（派遣法第30条の4第1項の協定を締結している場合）]

- ※ (1) 6月1日時点で締結されている有効期間中の労使協定書を全て添付してください。提出部数は、写し2部です（労使協定書の右上の余白に許可番号の記載をお願いします）。なお、労使協定書本文中に「就業規則第〇〇条のとおりとする」「別表のとおりとする」等の記載がある場合は、就業規則の該当する箇所や別表等の添付も必要です。
- (2) 報告対象期間又は6月1日時点で協定対象派遣労働者がいない場合であっても、6月1日時点で締結されている有効期間中の労使協定書がある場合は、添付が必要です。
- (3) 事業主単位で労使協定を締結している場合には、許可番号の最初の枝番号の報告書に添付してください（報告対象事業所ごとに添付する必要はありません）。
- (4) 有効期間が令和5年4月1日をまたぐ場合は、派遣労働者の賃金額が一般賃金の額と同等以上の額であることを確認した旨の書面の添付も必要です（同封の「確認書のイメージ」を参照してください）。

- 提出期限…令和5年6月30日
- 提出部数…3部（正本1部、写し2部）

② 労働者派遣事業収支決算書【様式第12号】

- 提出期限…事業年度（決算）経過後3か月以内
- 提出部数…3部（正本1部、写し2部）

※1 様式第12号中の6欄及び7欄の記入は、貸借対照表及び損益計算書の添付により、省略できます。

※2 従前、※1と同様に取り扱っていた表紙（労働者派遣事業収支決算書（表紙））を使用した提出については、受付できませんので、ご注意ください。

③ 関係派遣先派遣割合報告書【様式第12号-2】

- 提出期限…事業年度（決算）経過後3か月以内
- 提出部数…3部（正本1部、写し2部）（親会社等有の場合は、添付書類を同数）

※ 様式第12号-2中の「2 連結決算導入の有無」欄が「無」の場合は、次のいずれかの方法で提出してください。

a) 親会社等が無い場合

様式第12号-2中の「3 備考」欄に、「親会社等なし」と記入。

b) 親会社等有る場合

派遣元事業主の親会社等及び派遣元事業主の親会社等の子会社等の名称を記載した書類を添付（ホームページ内の記載例を参照してください。）。

2. 報告様式の掲載場所

神奈川労働局ホームページ（<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>）

→ 各種法令・制度・手続き（トップ画面内）

→ 労働者派遣、有料・無料職業紹介

→（報告関係）→派遣事業報告の提出方法、様式、記載例について

（このページが掲載場所になります）

3. 提出方法

需給調整事業課窓口へ持参又は郵送によりご提出ください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、対面によらない郵送等での提出をお願いしております。

窓口へ直接ご提出の場合、提出期限に近い6月下旬は窓口が大変混み合いますので、6月中旬までにご提出いただくよう、ご協力をお願いします。

また、郵送でのご提出の場合は、受理後に控えを返送いたしますので、返送先のあて先をご記入のうえ切手を貼付した返送用封筒の同封をお願いいたします。

4. 提出先及びお問い合わせ先

〒231-0015 横浜市中区尾上町5-77-2

大和地所馬車道ビル2階（R5.4.1よりビル名変更）

神奈川労働局職業安定部 需給調整事業課

TEL045-650-2810